

<研究ノート>

中国における食糧の生産・流通・価格

嚴 善 平

はじめに

中国では、「民以食為天」という古い諺がある。それは、食糧が神様と同じように大事にされねばならないことを意味するが、言うまでもなく、その言葉の裏腹には、食糧の需給事情が常に厳しく、時には人々の生存までが脅かされた、ということがあるのであろう。

ところが、経済体制改革以降の十数年、中国の食糧問題は以下の3点で著しい変化を見せている。第1に、食糧の需給関係は絶対的不足から相対的不足へと変わり、食糧不足による飢えの問題は基本的に解決されている。第2に、食糧が国家工業化のための資金調達のための源泉として厳しく管理されていたが、非農業部門自身の蓄積メカニズムの形成や外資導入の増加も加わって、食糧の流通や価格に対する管理を通じて工業化のための資金を調達することが必要でなくなりつつある。第3に、市場経済化の進展に伴い既存の食糧管理制度（後述「統購統銷」制度）に様々な矛盾と問題が生じており、食糧の生産、流通と価格など多面にわたる制度の改革が迫られている。

しかし、中国の農政できわめて重要視されてきた食糧の生産、流通と価格決定において大きな変化が起こったにもかかわらず、この問題を総合的に整理し分析したものはまだ見当たらない。本稿の目的は、中国における食糧の生産政策、流通政策と価格政策について総括的な整理と分析を行い、食糧政策の背景、特徴、推移過程および問題点を明らかにすることである。以下第1節では、食糧生産の分析に重点をおき、中華人民共和国成立以来の食糧供給事情をまず概観し、中国の食糧管理制度が実施される背景条件を明らかに

する。第2節では食糧管理制度の仕組みを経済体制改革以前（1950年代～80年頃）の流通制度と価格政策を中心に分析する。第3節では経済体制改革以降（80年代～）食糧の流通と価格における改革の過程、成果および問題点を検討する。

一．食糧の供給変動と生産政策

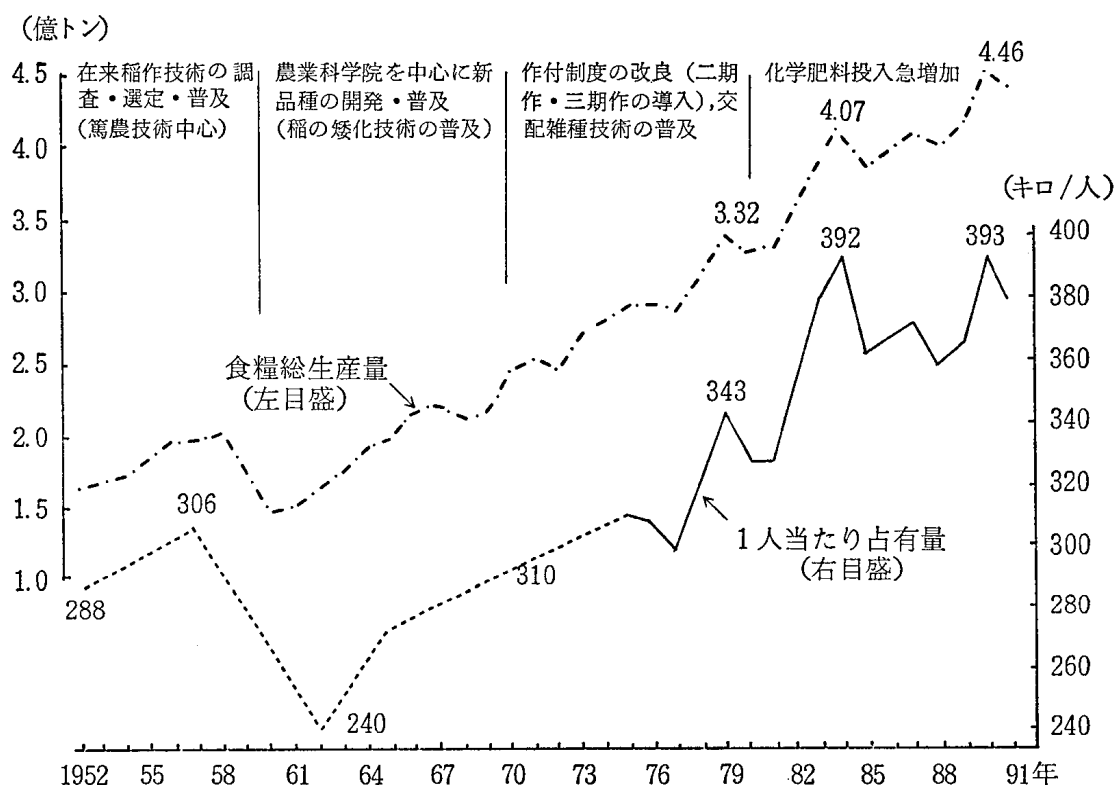
中国は、国土が広いうえ、地域間の気候条件もまちまちである。そのため、作物の分布は著しい地域性を有する。南方は米、北方は麦・トウモロコシと概ね言えるが、大豆、芋類も広い範囲で作付けされている。1952年から91年にかけて、食糧総生産量（芋類と米の換算比率は5：1）の構成は、米は45％前後で安定し、小麦とトウモロコシはそれぞれ10％から23％に上昇した¹⁾。そして、米を主食としている中国人は総人口の6割を占める²⁾。このことから分かるように、中国の食糧問題を論ずる際、米だけを取り上げては不充分であり、総生産量の半分近くを占める小麦・トウモロコシなども当然分析の視野に入れなければならない。

1 食糧の供給変動

中国の食糧供給は、共産党政権の発足時からかなり不足していた。戦前の経済水準に回復したとされる1952年には、食糧の総生産量は1.6億トンで1人当たりではわずか288キロにすぎなかった。長年の戦争による農業生産基盤の破壊が食糧の生産能力を低下させたこと、戦争の終結に伴って人口の急速な増加が発生しその増加に見合うような食糧の供給が求められたこと、外国の技術や設備の導入に必要な外貨を獲得するため一定の食糧を含む一次産品の輸出が不可欠であったこと、社会主義工業化を進めるための資金調達が食糧など農産物の安定かつ安価な供給が必要となったこと、などの時代的背景の下、食糧の供給を増加させることは、当時の中国政府にとって最も重要な関心事の1つであった。後述するように、53年に第1次5ヶ年計画が実施

1) 数値は、国家統計局『中国統計年鑑』（中国統計出版社 1992年）より算出した。以下、数値の出所が明示されない場合、すべて同年鑑による。

2) 当代中国叢書『当代中国的農作物業』（中国社会科学出版社、1988年）参照。



(出所) 国家統計局『中国統計年鑑』1992年(中国統計出版社)。

図1 食糧総生産量と1人当たり占有量の推移

に移されて以降、中国共産党の強力な指導の下、農業生産組織の変革や農業技術の改良・開発と普及の推進によって食糧の供給能力が著しく高められた。1953年～90年の38年間中国の食糧総生産は、1.7億トンから4.5億トンへと増加し年平均2.42%の伸び率を見せた。これは、1950年～68年の18年間、日本の米生産量の年平均伸び率1.89%、あるいは1950年～88年の38年間アメリカの穀類生産量のそれ1.43%を大きく上回る実績であった³⁾。

ところが、図1から見て取れるように、中国の食糧供給は常に不安定な状態下であり、特に50年代末の大きな落ち込みが目立つ。確かに、59年、60年の減産は「大躍進運動」の失敗によるところが大きかったが、その他各時期の食糧生産量の推移から見られる停滞または後退は、むしろ農業生産の自然

3) 小島麗逸「中国農政の再転換」(『アジア経済』第33巻第11号, 1991年11月) 参照。

的特性に由来したものと思われる。

そして、食糧の供給変動を見る際、より重要なのは1人当たりの占有量であろう。ここ数十年、人口が激しく増加した結果、食糧の総供給が相当増えたにもかかわらず、1人当たりのそれは、図1が示すように、70年代半ば頃までにあまり増えてこなかった。それに食糧生産の地域性や物流システムの未発達が加わり西南・西北等の内陸地域では、70年代末に至っても相当数の貧困（飢餓）人口が存在していたとされている。

80年代に入って、一人っ子政策を基本とした人口抑制政策の効果と「農業生産請負制」が象徴する農業改革の効果が相乗し合い、84年に食糧の総生産は4億トンを記録し、1人当たりも約400キロに達した。この頃から、中国では食糧不足の問題が基本的に解決されたという見方が次第に強まってきた。

2 食糧の生産政策

中国農政の基本は、特に70年代末までに、食糧をいかに増産するかという一言で現すことができる。それは、国家工業化のための資金調達の源泉としての重要性と、社会、経済ないし政治の安定を左右する基礎要素としての重要性により規定されたものでもあった。この2つの点について省略するが、以下で前述した食糧増産がどのようにして実現されたかについて、農業の技術革新と農業の生産組織の変化を中心に若干の考察を行うことにする。

まず農業の技術進歩について稲作を中心に見てみよう⁴⁾。

中国の稲作は、東北地域（旧満州）に総生産量または総作付面積の約7%があり、残りのほとんどが淮河以南の広い地域に分布している。しかし、50年代当初、長年の政治的社会的動乱が続いていたため、稲作の栽培制度と品種の改良、農業技術の開発と普及が殆ど行われなかった。それゆえ、稲作の生産性は非常に低く1畝当たり150キロ代に留まった。もちろん、このことは、米の増産の潜在的可能性がきわめて高いことを意味する。中国における稲作の技術進歩は、既存の栽培技術の改良と在来品種の発見、改良と普及から始まり、その中で新品種の開発、生物・化学技術の進歩が見られたのであ

4) この部分は、前掲の『当代中国農作物業』に負うところが多い。

る。

1950年に入って、中国政府は、食糧不足問題の緊急性より米の増産をなんとしても実現したいと考え、政権樹立後まだまもない行政システムを通じて、全国各地で栽培される様々な在来種の名称や特徴、栽培技術、生産性について大規模な調査を実施し、稲の品種の選別と老農技術の評価にとりかかった。数年の間、広東、福建、浙江、江蘇、安徽、湖南、湖北など主要な稲作地域で生産性の高い品種が次々と発見され、その品種と老農の技術は、行政の強力な指導もあって、きわめて早いスピードで各地に普及され、米の生産性の向上に大きな貢献をした。ちなみに、こうした在来種の選別と淘汰が進められるなか、全国各地から数万部の在来種関係の文献資料も並行して収集され保管された。

50年代の篤農技術の発見・改良・普及に較べると、60年代以降の農業技術の進歩は、主として中国農業科学院を頂点とし、各省の農業科学院、各県の農業科学所、各公社の農業科学站から構成された農業技術の研究開発と品種改良・普及のネットワークを通して、制度的に保障され促進されていった、という特徴を指摘することができる。こうしたネットワークを基にして開発普及された稲作技術のうち、60年代から70年代にかけて広東省農業科学院を中心に開発された稲の矮化技術、また、70年代湖南省農業科学院を中心に開発された交配雑種技術は、米生産の安定性の向上と増産に大きな役割を果たしたとして注目された。いうまでもないことだが、このような膨大なネットワークの運営を支える資金は国家の財政予算からであり、そこで働く研究者や技術者も当然政府の計画に基づいて大学生あるいは院生の中から配属されたものである。政府がこれだけの資源を組織的に動員しそれを食糧の増産に当てていたことから推察できるように、中国では食糧の増産を常に農業政策の中心に据えていたといえる。

そして、稲作の栽培技術の進歩は、主として作付体系の変化にある。南部の稲作地域では、1970年前後から、品種改良の進展に化学肥料、農薬の供給増加も加わり、一期作（稲→緑肥）と二期作（稲→麦または菜種）はそれぞれ

れ二期作と三期作（稲→稲→麦または菜種）へと変化しつつあり、70年代半ばのピーク時には、米の作付面積は52年のそれを3割近くも上回った。また、全国平均の耕地利用率も140～150%までに引き上げられた。これは、作付制度の変化により耕地面積が実質的に約3割も拡大されたことを意味する。70年以降、稲作総面積に占める早稲と二期作晩稲の作付面積の比率はそれぞれ25%位から35%位に上がったが、その裏腹に、一期作の比率は20数ポイント低下した。ただし、78年前後をピークに二期作および三期作の作付面積は一転して減少し、86年に一期作のそれとほぼ同レベルに近づき、早稲と二期作と一期作はそれぞれ全体の3割位を占めるようになった。

こうした動きの背景には、80年代中頃以降郷鎮企業の発展が多くの労働力を吸収したため、二、三期作の維持が難しくなったこと、食糧の需給事情の変化により品質もあまりよくないインディカ種（早稲）に対する需要が減少したこと、米価が相対的に低いため農家は労働力を米作に投入したくないこと、などの状況変化が見られる。

次に農業生産組織の革新と食糧の増産政策について簡単に触れておこう。

周知の通り、中国の農業組織は時期によって大きく異なった。1950年代中頃までは「個人農→互助組→初級社→高級社」というふうに、農業経営の組織形態は個別から協同へさらに集団へと変わっていった。そして58年に「生産隊—生産大隊—人民公社」という三重構造の、しかも政経一体化・党政一体化を特徴とする人民公社システムが「高級社」を基礎に作られ全国に普及されていった。しかし、このシステムの運行は特定の時代的背景の下でしかも政治的目的をもって行われただけに、所得分配や経済効率などの面において様々な問題があった。70年代末から局地的に現れた「農業生産請負制」は経済効率があまりにもよいため、たちまち農民に受け入れられ、そして人民公社システムの崩壊をもたらすことになった。

今日では、農業集団化と人民公社システムに対する否定的評価が主流をなしている。しかし、旧体制が有した矛盾や問題点ばかりに注意を払っていては、その積極的な役割を見逃しがちではあるまいか。当時の中国では、食糧

増産は単なる経済的目標だけでなく政治的目標でもあった。その食糧増産を確保するため農業の基盤整備、とりわけ灌漑システムの整備、農用道路の整備はどうしても必要であった。しかし、資金がきわめて不足している中、こうした基盤整備は労働力の投入に頼るほか仕方がなかったと考えられる。

周知のように、70年代末までの数十年間、中国ではダムや水路を含めた農業生産の基盤整備は相当進んだ。しかし、それは主として農村の過剰労働力の大量投入によったものであり、その農村労働資源の動員、ひいては労働蓄積を制度的に可能にしたのが前述した農業集団化であり人民公社システムであったのである。要するに、特定の時代的背景の下、農業生産組織の変革によって農業生産の基盤整備が制度的に保障され、それにまた食糧の増産に寄与したに違いない。

二. 食糧の管理制度の仕組み

中国では、食糧の絶対的不足と食糧の戦略的重要性から、政府による食糧の統一的管理が必要とされてきた。過去数十年間、米をはじめ、小麦、トウモロコシなどの主要食糧は、その生産、流通と消費がすべて政府の厳しい管理下におかれてきた。このことを規定する法律は、1953年11月に制定された「関于実行糧食的計画收購和計画供給的命令」と「糧食市場管理暫行弁法」を基礎に、55年8月にさらに具体化された「関于市鎮糧食定量供給暫行弁法」と「関于農村糧食統購統銷暫行弁法」の2つであった⁵⁾。この制度は通常「統購統銷」制度と略称されている。

1. 食糧管理制度の制定背景と目的

1950年代初め、約6億人の人口を抱える中国は、長年の戦争を終え、新しい国づくりに取り掛かろうとしたとき、極限にまで弱まった国民経済基盤と混乱した社会経済秩序に直面し、人々の生活にも最も緊密に関係する食糧の深刻な不足（52年に288キロ／1人）の問題で頭を悩まされた。その食糧不

5) 北京農業大学農業経済法規教研組『農業経済法規資料・第4分冊』（1981年）参照。

足の度合が、また不法商人の大量の買い占めなどの投機活動により増幅され、そして、食糧価格の暴騰→インフレの発生→社会と経済の不安定、という新政権にとって非常に厄介な問題が表面化した。古来の中国では、食糧問題が単なる経済的問題以上に、社会的さらに政治的問題と転化しうることは常識であった。その意味において様々な投機活動を最小限に抑え、不足気味の食糧を有効に流通させ、国民経済を立て直すための安定な社会環境を作り出すことは、為政者の立場から考えると当然の成り行きと思われる⁶⁾。換言すれば、食糧の絶対的不足と民間資本の投機活動の横行、およびそれらに起因する社会的経済的不安定の表面化・深刻化が、政府による食糧流通の管理を必要とした背景条件であった。

同時に、社会に平和が戻ると、農村住民と都市住民を問わず、その消費需要は急速に伸び始めた。そして、工業部門の原料需要や外貨獲得のための輸出需要も確保されねばならないことになった。要するに、50年代に入ってから、各方面からの食糧需要が一気に急増したのである。しかし、食糧の供給は需要にはすぐ追いつけるはずがなく、結局、食糧需給のアンバランス現象が起こり、それをコントロールすることは、政府の責務とならざるをえなかった。

以上から分かるように、中国の「統購統銷」制度の目的は、食糧の需給および価格の調整、配給の統制を政府が行い、元々充分でない食糧を全国民の間でできるかぎり公平に分配することによって、食糧の厳しい需給関係を緩和し、価格を安定させ、さらに国民の基本生活を保障するところにあったと思われる。ただし、ここでいう「国民の基本生活の保障」とは、後述するように、主として全人口の1/3を占める都市住民に対してのことであり、農村住民がその中に含まれていないことを念頭に入れておくべきである⁷⁾。

ところが、食糧の保障と国民経済の安定を目的としたこの「統購統銷」制

6) 唐忠・宋継青『糧票・糧価』（中国人民大学出版社、1992年）参照。

7) 1958年『中華人民共和国戸籍登録条例』が実施される以前は、原則として食糧が不足している農村住民も含まれていた。

度は、1985年までの30数年間、政府による食糧の価格統制→食糧の（買付と売り渡しの）低価格→都市部門の低賃金→低労働分配率→高投資率（投資／所得）→経済の高率成長（1952年～80年、国民収入の実質成長率6.0％、農業と工業のそれは2.3％、11.1％）、という国家工業化のための資本蓄積の一手段と化してしまい、その本来果たすべき役割を遙かに超える結果となった⁸⁾。いうまでもなく、「統購統銷」制度は、農村地域の人民公社システムと都市部門の国営企業と一体化されてはじめてその資本蓄積の手段としての有効性を発揮できたのである。

2. 政府による食糧の買入れ

1955年までの数年間、農業集団化がまだ初期段階（協同経営に参加した農家の比率、すなわち、協同経営参加率は6割強で、半数の農家は互助組に留まった）にあったこともあり、農家の政府に対する食糧の供出は義務づけられてはいたが、厳しいものではなかった。通常、農家は、生産した食糧から自家消費（食料と飼料）分と実物農業税を差し引いた余剰の80～90％を、政府の買付価格で政府に売り渡さねばならないが、残りの1、2割は、政府に売って良いし、政府管理下の自由市場または農村地域内部で売買を行っても構わないとされた。

しかし、56年以降農業経営方式は、初級社から高級社（57年協同経営参加率は97.0％に達した）へ、さらに人民公社（58年）へと変わっていくに伴い、政府による食糧の買入方法も農家の自主的供出から生産隊への強制割当に移行した。つまり、政府は、都市住民、工業用および貿易用の食糧需要を確保するため、前もって政府の買入量を決め、それを「人民公社―生産大隊―生産隊」という行政ルートを通して、具体的な生産計画と供出計画を生産隊に下し、そして70年代末までの殆どの時期にわたって、食糧の生産計画と供出計画の達成は、行政部門にはもちろんのこと、生産主体としての生産隊にとっても重要な政治的ノルマでもあった。

8) 「統購統銷」制度と資本蓄積・経済成長の関係について、拙著『中国経済の成長と構造』（勁草書房、1992年）第1章を参照されたい。

この時期において、国家（政府）と集団（人民公社）と個人（農家）との関係は、「先国家、後集体、再個人」というスローガンが象徴するように、国家の利益が常に最優先に考慮される。食糧（もちろんその他の農産物も同様だが）の配分において生産隊は、まず割り当てられた供出量を政府に売り渡し、そして再生産のための種子や飼料、集団公益金・集団蓄積に必要な分を総生産量から控除し、残ったものを農家間で分配する。こうした中で、豊作の年は別として、凶作となると、生産者である農民は、過度な供出を強いられたため、自家消費を減少せざるをえない時期もよくあった。

それに、計画経済体制の下、自由市場が資本主義の復活をもたらす温床として厳しく取り締まられていたため、結局、食糧の買付はほとんど政府ルートでの食糧ステーションで行われることになった。

農民の利益があまり重視されなかったこの「統購統銷」制度と所得分配上の悪平等で特徴づけられた人民公社体制は、必然的に農民の生産意欲をなくし、ひいては農業の停滞をもたらすことになる。そのこともあって、80年代に入ってから集団経営システムの崩壊に伴って、「統購統銷」制度の運営にも変化が見られ始めた。例えば、政府買入量の減少や買付価格の引き上げ、食糧の自由市場での取引の許可などがそれである。これらの点については後の「食糧の流通と価格の改革」で分析を行うこととしよう。

3. 政府による食糧配給

ここで、中国における食糧配給の適用範囲が基本的に都市戸籍を与えられた、いわゆる「非農業人口」⁹⁾に限ることをまず指摘しておかねばならない。すなわち、「農業人口」という農村戸籍を持つものは、都市部で仕事や生活をしていても食糧の配給対象とされないのである。

1955年8月の「关于市镇粮食定量供应暂行办法」が実施される前の期間中、都市住民に対しての食糧供給は基本的に戸籍通帳を基に発行された購入通帳（購糧証）に依拠して行われ、また各家庭に対する供給量は、建て前上住民

9) 中国の戸籍制度については、内田知之「戸籍管理・配給制度からみた中国社会」(『毛沢東時代の中国』日本国際問題研究所、1990年)が詳しい。

自らの申告を主管部門がチェックし承認するものとされた。しかし、審査業務の煩雑さに加えてチェックする基準もなかったため、各家庭への食糧供給量は実質的に住民の申告通りとなる。結局、都市住民の食糧需要は人口増より遙かに速いスピードで増加し、一部の者が食糧を投機活動に利用するという悪質のケースも頻発していた¹⁰⁾。

こうした食糧需給制度の落とし穴を埋めるため、55年8月から都市戸籍者のすべてに対して、その従事する仕事の性格に応じて、9等級からなる食糧定量配給標準が制定され、そして食糧加工企業や畜産養殖企業に対しても定量配給制が導入されることになった。それ以来、都市住民の食糧購入通帳のほかに、企業の食糧・飼料購入通帳が新たに導入され、また当制度の運営を補うため、地域内通用食糧券（糧票）、全国通用食糧券などの食糧買受券も使用されることとなった。

具体的に、都市戸籍を有し、直に居住する者には、家族単位で所定の配給食糧を購入する通帳（糧油供应証）が配布されるが、単身赴任者や在学中の学生の場合、その所属す職場または学校が食糧配給の関係業務を統一的に扱うことになる。また、食糧の購入は、指定された政府の食糧配給ステーションでしかできない。

出張などで外食が必要な時、あるいは食糧加工品を購入する時、現金と併用して、食糧券も必要不可欠である。当時の中国では、都市住民はもとより、外出の際農村住民も食糧券を常に持ち歩くのが常識であった。ただし、食糧券は普通、食糧購入通帳を用いて所定配給量以下のものを食糧管理部門から発行してもらえる。

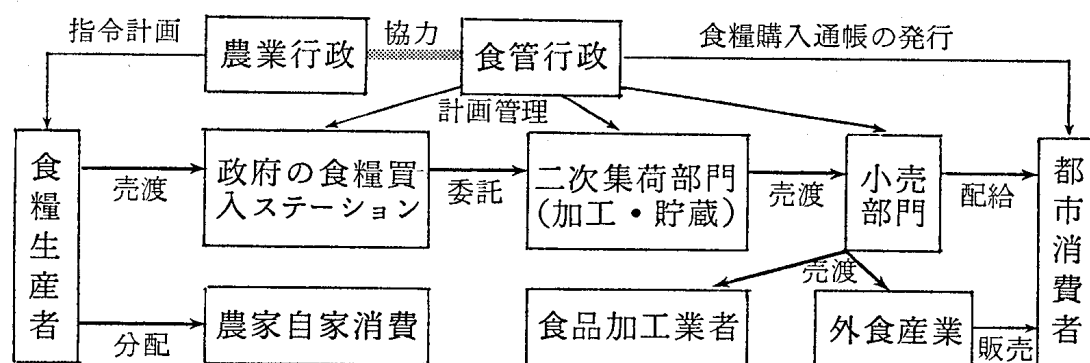
そして、生死や婚姻、移住等による家族構成員の変化が生じた場合、住民は速やかに戸籍管理部門と食糧管理部門に所定の手続きを行わねばならない。また、所定の配給量に余剰が発生する際、その余った分を個人間で調達したり親戚に贈与したりすることは認められるが、食糧投機に使ってはならないとされた。それは、食糧券があくまで食糧配給制度を潤滑に運営するための

10) 前掲書『糧票・糧価』参照。

一手段であり価値のない証券と規定されたからである。

一方、農村戸籍を与えられた農民や農村手工業者の場合、外出が必要な時、食糧券はなくてはならないものであった。それを手にするためには、人々は、生産隊または公社から食糧券が必要だという内容の紹介状を取り寄せ、それと合わせて食糧券相当分の実物食糧を政府の食糧ステーションに売り渡さねばならない。事実、戸籍管理制度と食糧管理制度が一体化されてはじめて、計画経済体制下の人口移動や農村と都市の隔離が可能となり、さらに中国型の資本蓄積メカニズムと国家工業化が遂行可能であったといつて過言ではない。

以上述べてきた政府による食糧の買付および配給制度、すなわち「統購統銷」制度の仕組みを図2のように描くことができる。



（出所） 筆者作成。

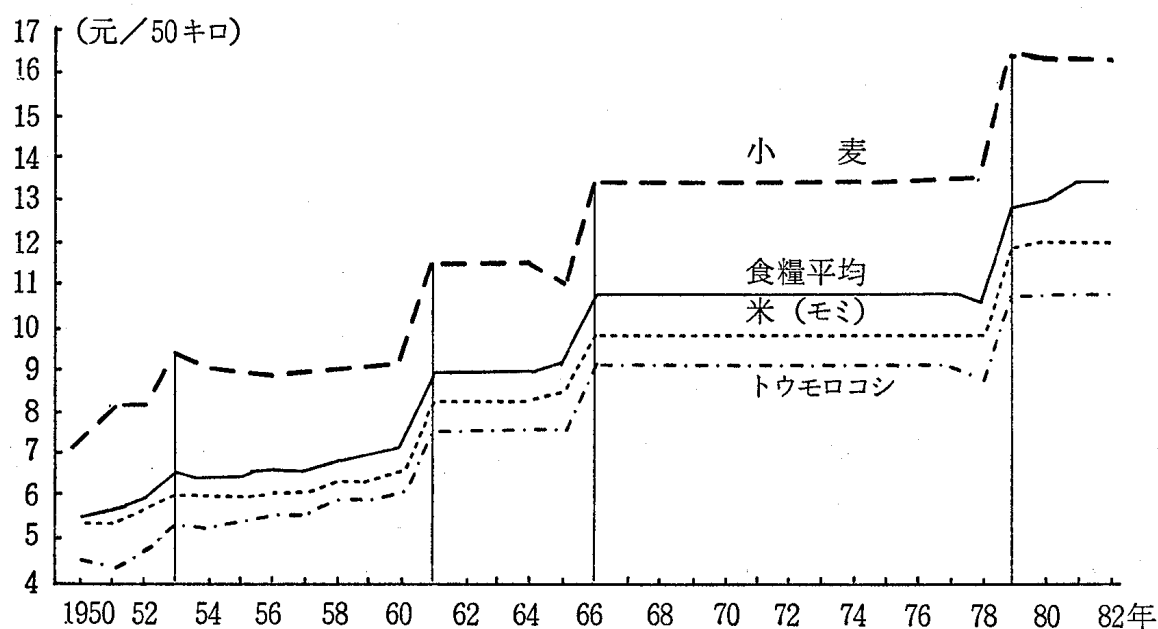
図2 「統購統銷」制度下の食糧流通
（53年～70年代末）

4. 食糧価格の決定と変化

ところで、国家の厳格な管理下におかれた食糧の政府買付価格と売渡価格がどのようにして決められるか。日本の食糧管理法では、政府買入価格・売り渡し価格について、それぞれ「生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」と、「家計費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ消費者ノ家計ヲ安定セシムルコトヲ旨トシテ」という建て前上

の法的規定は一応はあった¹¹⁾。しかし、中国では食糧の買付価格も売り渡し価格もとくに定まった算定方式があるわけではなかった。何しろ、法治より人治が重要視された中国では、食糧生産費調査や物価調査はいくつかの時期を除いて行われてはいたが、その調査資料がたいてい秘密にされ一般公開さえ許されなかったことは周知の通りである。そのこともあって、生産費や物価の変動に基づき食糧価格を決定することはまずなかったし、圧力団体や民主主義の論理を前提とした食糧価格の審議制度もまったく不必要なものとしか考えられなかった。というのは、中央政府が、時の政治、経済、社会の情勢変化を配慮し、食糧の買入価格・配給価格を一元的に決めることは可能であったからである。

「統購統銷」制度が施行された1953年からその廃止の85年にかけての30数年間、買付価格の引き上げは、61年、66年と79年の3回だけで（図3参照）、都市住民に対しての配給価格の引き上げも63年（農村地域と都市部の食糧加



（出所） 農業部資料。

図3 主要食糧の政府による買付価格の変化

11) 全国農業協同組合中央会編『米価政策と米価運動』（1977年）参照。

工業に限定された), 65年66年と3回しか行われなかった¹²⁾。それに, 買入価格にせよ, 配給価格にせよ, 同じ作物の同じ品種であれば, 全国共通の価格システムが適用されていた。

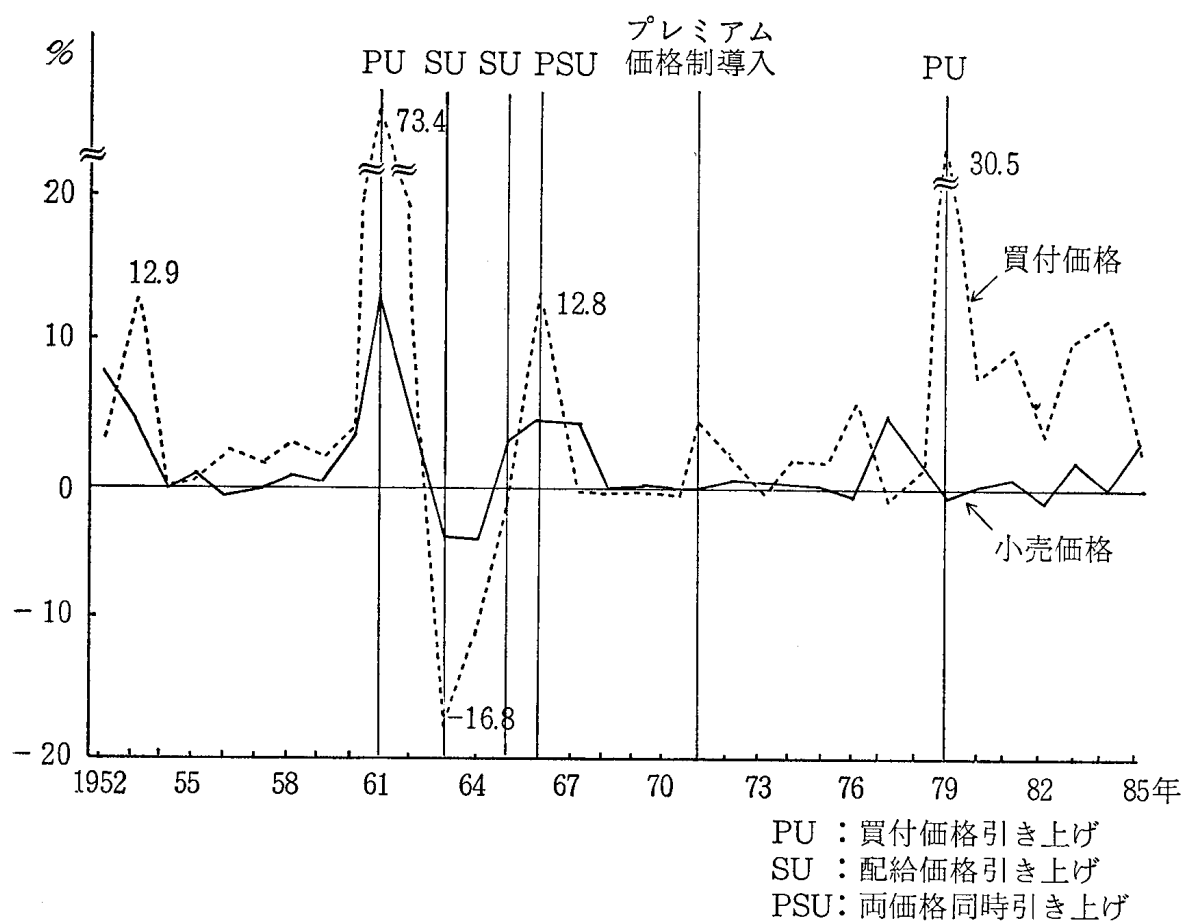
また, 政府の買付計画を超えた供出食糧の価格については, 通常政府の標準買入価格に一定の割合を上乗せする, いわゆるプレミアム価格が適用され, 生産者に食糧増産のインセンティブを与えようとした。典型的な例には, 79年農産物価格の大幅な引き上げ(食糧は20%)と同時に実施されたプレミアム制(食糧の場合, 標準価格より5割高)が挙げられる。

一方, 都市住民に対しての配給価格は, 政府の買入価格に比較して, その管理がいっそう厳しいものであった。63年, 65年と66年に小幅な配給価格の引き上げが行われて以来91年までの25年間, 配給食糧購入通帳をもつ都市住民を対象とした食糧の売り渡し価格は少しも変わらなかった¹³⁾。もちろん, そこには, 政府が配給食糧価格の上昇を経済的理由あるいは政治的理由で許せなかった, という背景があったろう。経済的理由とは, とくに体制改革が始まる以前の時期, 政府によって強行されていた低物価・低賃金・低消費・高蓄積という「三低一高」のメカニズムの必要性から生じたものであり, そして政治的理由とは, 主として80年代以降の体制改革の中, 都市住民の所得(賃金)水準が急上昇したにもかかわらず, 食糧の配給価格は, 既得権益者である都市住民(同時に政策立案側), あるいはその都市住民の利益を代表する組合という圧力団体の(潜在的)反感または反対によって, その改定が大きな政治的リスクを伴うものになってしまった。言い換えれば, 為政者が社会の安定ないし政権の維持を図るため財政補助金をもって, 食糧配給の低価格を余儀なく維持させる, ということを意味する。このことについては食糧の価格改革のところでまた詳細に論ずることにする。

「統購統銷」制度が実施されていた1953年～85年の間, 上述した食糧の政策価格または政治価格は実際の食糧の総合小売価格と総合買付価格にどのよ

12) 李揚『財政補助経済分析』(上海三聯書店, 1990年)参照。ただし, 1971年に計画供出を超過した部分に対してプレミアム価格制が適用された。

13) 同上。



（出所） 国家統計局『中国統計年鑑』より作成。

図4 食糧の買付価格と小売価格の変動

うな影響を及ぼしたのであろうか。ここで都市部の食糧小売価格指数（前年を100とする）と食糧の買付価格指数（同前）を表す図4からその特徴を指摘しておこう。

第1に、食糧の買付価格の変動に比較して、その小売価格の変化は非常に緩やかなものであった。この点は70年代末からの体制改革の中で一層顕著に現れた。その理由は、いうまでもなく食糧の配給制度にあった。

第2に、79年までの期間中、食糧価格の変動は主として価格政策の調整によったものと図4から見て取れる。ただし、63年から65年にかけての通常「三年調整時期」といわれるこの3年間、食糧の「統購統銷」価格の引き下げ政策がなかったにもかかわらず、特に63年と64年の物価低下が目立った。

これはおそらく整理整頓のなかインフレを未然に防ぐための行政指導から影響を受けた結果としか考えられない。

第3に、54年～60年と67年～78年（文化大革命）の期間中、食糧の価格は相対的に安定しており、同時期の徹底した低価格政策の一端を窺うことができる。

第4に、79年に農産物買付価格の大幅な引き上げをきっかけに、食糧の生産者価格は、図4が示すように高い伸び率で上がりつつあった。それは、非政府系統の食糧市場の部分的開放や政府の買付計画の縮小（つまり、プレミアムを受けられる計画外供出の増加）に起因した部分が大きかったと推察できる。

5. 「統購統銷」制度と財政補助金

53年から91年にかけての38年間、食糧買入価格の上昇率が都市住民むけの食糧小売価格のそれを上回った年は23回もあり、特に79年以降殆どの年（85年、90年と91年は例外）にそうした現象が観察された。ところが、前述した通り、この2つの価格は共に政府の管理下におかれていた。したがって、政府はその逆ざやを何らかの方法で埋めねばならないことになる。そこでここでは、政府の財政補助金の実態を見てみよう。

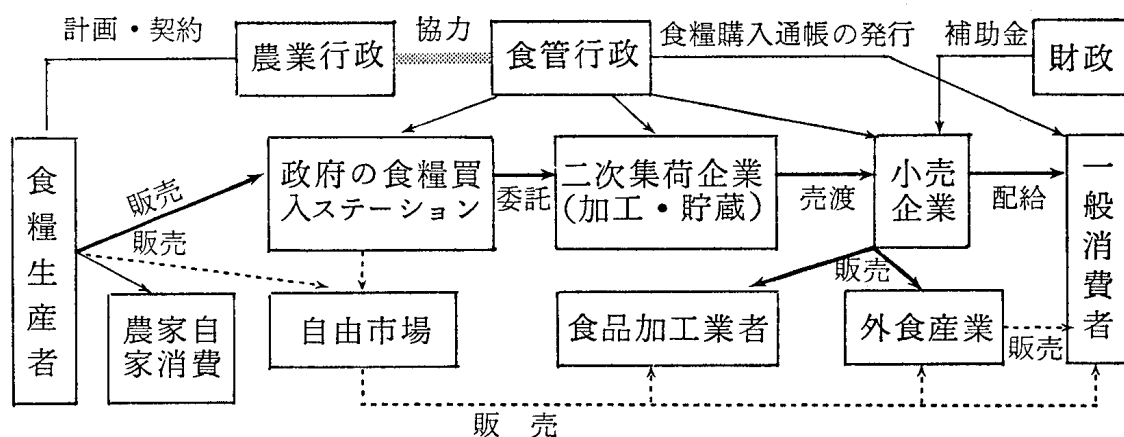
財政補助金をもって食糧価格の逆ざやを補填する、いわゆる「食糧管理会計」は「統購統銷」制度のなかには規定されていなかった。53年～60年、買付価格より配給価格の方がやや高く設定されており、食糧の流通を担う政府の食糧部門は、その価格差で経営諸費用を賄うことができただけでなく、多少の利潤まで得られるものであった。当然ながら、同期間中、食糧補助金は存在しなかった¹⁴⁾。

そして、61年～78年の17年間、61年と66年に食糧の買付価格はそれぞれ1回引き上げられたが、配給価格の引き上げも65年と66年と2回行われた。61年～64年、政府は価格の逆ざやに対して財政補助金を出したが、65年の配給価格の引き上げによって両価格の水準はほぼ同レベルに戻った。66年両価格

14) 高德歩『明補・暗補』（中国人民大学出版社、1992年）参照。

が同じ幅で上方修正されたため、価格逆ざやが生じなかったものの、低賃金の都市住民の生活水準の維持をはかるため、政府は、配給価格引き上げ前後の差額分を賃金に上乗せすることにした。つまり、配給価格の上昇分が企業などの内部で吸収されたのである。71年に買付価格にプレミアム制が導入された。しかし、配給価格の引き上げが同時に行われなかった結果、食糧価格の逆ざやがはじめて生じるようになった。この時期から政府は食糧流通部門に対して経営諸経費を出すようになったばかりでなく、食糧価格の逆ざやを補填する財政補助金支出も恒常化し始めた。ただし、金額的にはまだ微々たるものであって国民経済の運営上において殆ど支障がないといって過言ではなかった。78年に食糧・綿花・食用植物油への財政補助金は同年財政支出の1%に相当する11.14億元であった¹⁵⁾。ところが、食糧の営利的経営から経営諸経費の補助が必要となった赤字経営へ、さらに価格逆ざやへの補填も不可欠となった赤字経営へと変わっていったことからすれば、この期間、とりわけ71年が1つの転換点ともいえよう。

79年以降食糧買付価格の引き上げと計画供出量の下方修正が年々行われているなか、91年4月までの十数年間、配給食糧の価格改定に全く手がつけ



(出所) 筆者作成。

図5 80年代から90年代初頭までの食糧流通

15) 同上。

られなかった。結局のところ、価格逆ざやを補填するための財政支出は急増する一方であった。79年～84年の数年間、食糧・食用植物油の価格補助金は6.2倍も膨らみ、年平均35.5%で伸びた。財政支出に占める補助金の比率も84年の15.2%から、90年の12.7%へと決して軽視できない水準にまで高まった¹⁶⁾。

80年代以降90年代はじめまでの食糧流通の仕組みは、図5のようになる。

6. 「統購統銷」制度の評価問題

85年まで続いた政府による食糧の買付制度と91年までの（都市住民に対しての）食糧低価格配給制度、つまり「統購統銷」の制度の評価について、論者の立場や問題の視点の違いによって、あるいは「統購統銷」制度の実施期間によって、様々な見方がある。しかし、「統購統銷」制度の歴史的役割と問題点について、以下の見解は多くの支持をえているように思われる¹⁷⁾。

まず第1に、「統購統銷」制度の積極的側面については、当該制度が国家工業化のための資本蓄積を支えていたこと、食糧が絶対的に不足するなか、国民経済と社会的安定、特に都市部の安定を実現可能にしたこと、軽工業関係の非農業部門に対する原材料の供給が制度的に確保された。

第2に、同制度が実施に移されるに当たって様々な問題も伴っていた。一つに「先国家、後集体、再個人」という原則の下、生産者である農民の利益が殆どといってよいほど軽視され、農民は常に大きな犠牲を強いられていた。

第3に、80年以降食糧の買付価格と都市住民への配給価格とのギャップを埋めるため膨大な財政補助金を余儀なく支出されたため、国民経済の運営に大きな困難が発生した。

第4に、体制改革以降、配給食糧の低価格維持が大きな浪費現象を引き起こした。第5に、食糧流通における国家の一元的管理のため生産者と消費者の間に需給構造のズレがますます大きくなった。

16) 同上。

17) 前掲書『糧票・糧価』参照。

三. 食糧の流通と価格の改革

1978年末開催された中共第11回3中総会を境に、中国は、国内の経済体制改革と対外開放という戦略転換を果たし、国民経済の発展を国策の中心に位置づけるようになった。農業の分野では「公社―生産大隊―生産隊」という集団経営システムが生産者の意思決定権の無視や所得分配上の悪平等という制度的欠陥を抱えるため、農業生産の伸び悩みがとくに70年代末頃より目立ち始めた。なかでも「統購統銷」制度で規定された食糧の計画供出と低価格の存続は農家の生産意欲の低下をもたらしたとして問題視されてきた。

食糧の持続的増産を実現するため、家族経営を基本とする「農業生産請負制」の普及と共に、食糧の価格改革と流通システムの改革は、農業改革の主要な一環として推し進められてきた。以下、食糧の価格と流通システムの改革について若干の考察を行う。

1. 「統購統銷」制度の見直し

「統購統銷」制度の見直しは、79年に政府の買付価格の引き上げ、計画買付量の下方修正、プレミアム率の引き上げ（30%→50%）や協議価格の復活から始まった。同年、政府は、長年低く抑えられた食糧を含む18種の農産物の買付価格を大幅に引き上げることを決定した。食糧については既に触れたように、計画供出の買付価格は20%アップされ、超過供出のプレミアム価格はさらに50%上乘せされた。それと同時に、政府の食糧ステーションは、自由市場の食糧価格に近い値段のいわゆる協議価格で農家から余剰食糧を買うこともできるようになった¹⁸⁾。

こうした価格政策のインセンティブ効果に「農業生産請負制」の全国農村への普及が加わり、農家の生産意欲は空前に高まった。当時、国と集団と農家との関係は依然として国家→集団→個人（つまり、「交足国家的、留下集体的、剩下的都是自己的」）とされていたが、農業生産と所得分配の基礎単位が農家家族へと変化したため、以前のような生産隊単位での平等的な所得分

18) 許光建・張青『調価・漲価』（中国人民大学出版社、1992年）。

配が消滅され、各人の働きと所得は直接に結びつくようになった。農家は、耕地面積などに応じて政府への食糧供出量も前もって割り当てられるが、その供出計画を達成しさえすれば、具体的な生産管理について相当の意思決定権を与えられる。そうした制度改革は、食糧総生産量の急速な増加をもたらした、84年には史上初の食糧年生産量4億トンを記録した。そして、1人当たり食糧占有量も392キロまで上がり（前掲図1参照）、中国における食糧の絶対的不足に起因する飢えの問題（2億人もが食糧不足状態にあった）はこの年によりやく解決されたといわれている。

84年の食糧豊作を背景に、食糧の需給関係は緩和の方向に向かい始めた。このため、85年からは、それまで厳しく行われてきた政府による強制的な食糧買付制度が改定され、政府は農家に対して食糧供出の事前契約を要求するかわりに、農家への安価な生産資材（化学肥料、農作業用ガソリンなど）の供給を約束するようになった。つまり、食糧買付の事前契約制度が導入されたのである。

契約買付制度の実施と同時に、それ以前の計画供出、超過供出と自由供出という3本立ての供出制度は契約供出と自由供出の2つへと改められた。その自由供出とは、農家が政府との事前の契約供出量を政府に売り渡しさえすれば、余剰の食糧を政府に売るか、自由市場で売るか、自らで決められることになったことを意味する。85年に政府と農家との契約買付計画は790億キロであったが、凶作のうえに自由市場の食糧価格が契約価格を大きく上回ったことも加わり、政府は農家から実際買い付けられた食糧は596億キロに留まり計画の75.3%にすぎなかった。その後、農民利益への配慮もあってか、契約買付量が大幅に引き下げられ、86年は607億キロ、87年は500億キロ、その後は年間およそ500億キロの水準で安定している¹⁹⁾。このことは、つまり農家が自由に販売できる部分の食糧をより多く手にしていることを意味している。

ところで、食糧の自由市場での取引が許されなかった70年代末頃、農家は

19) 叶貞琴「对我国糧食政策的回顧与展望」（『農業経済問題』1992年3月）参照。

余剰食糧を政府に売るかヤミ市場で売るかの選択しかなかった。しかし、80年代に入って、自由流通食糧の許可や契約買付制度の導入などを通して、食糧流通における政府の一括管理は次第に変化し、「統購」に当たる計画買付しか取り扱わなかった政府の食糧ステーションも、計画外の、いわゆる自由売買のできる余剰食糧の取扱に積極的に参入するようになった。また食糧売買の経営主体も個人や民間企業が急速に加わるようになった。

ところが、都市住民に対しての食糧配給方法や売り渡し価格には91年4月までに何の変化もなかった。非農業戸籍の者であれば、すべての者が「糧油供応証」を配布され、しかもそれを持って、政府の指定された食糧配給ステーションで安価な食糧などを買受けることができ、あるいは所定量の食糧券を受け取ることができたのである。

それでは、政府が農家から買い付けた自由流通食糧および民間企業の扱っている自由流通食糧がいったいどこへ売られていったのであろうか。体制改革のなか、都市部においては大勢の私営の飲食業が現れ、そして私営の飲食業と同じように政府の配給価格で食糧などを購入することのできない食品加工企業も多く設立されるようになった。それに、人民公社体制の解体と都市改革の進行に伴って、都市部門で職探しをしている「農業戸籍」の流動人口も急増中である。体制改革下で形成したこれらの新たな食糧の需要を支えるのが自由流通食糧であった。食糧券がなければ外食できない時代は既に終わり、飲食店でもデパートでも食糧の協議価格相当の支払をすれば、食糧券がなくても充分購入できるようになっている。

ただし、上で述べられた「統購統銷」制度の見直しは、必ずしも法制度の改正を基にして行われたわけでもなければ、識者や国民の十分な議論を前提にしたものでもなかった。元々法治より人治が重みをもつこの中国の時代的背景の下、「統購統銷」制度の執行はむしろ時々の政治情勢に大きく左右され、主として政治家の判断に委ねられたように思われる。したがって、このような制度の見直しは様々な矛盾を伴うものにならざるをえないことは以下の分析から分かるであろう。

2. 食糧価格の調整

85年に食糧の事前契約買付制度が実施されてから、食糧の契約買付価格は、以前の計画買付価格の30%と超過供出のプレミアム価格の70%を基準にして新たに制定された。また同時に、プレミアム価格制も廃止された²⁰⁾。その後91年までの数年間、農業生産資材価格の急速な上昇に起因する農家の不利益を補うため、政府は殆ど毎年のように契約買付価格の引き上げを実施した。79年から92年にかけての14年間、政府による食糧の買付価格（85年以前の計画価格とその後の契約価格）が合計で7回も上方改定されたため、92年のそれは78年の実に3.25倍にも達したのである²¹⁾。

しかし、政府による都市住民への食糧の配給価格は、91年5月1日に25年ぶりに初めて引き上げられ、小麦粉、米とトウモロコシの配給価格は500グラム当たり平均0.1元アップとなった。そして92年にも食糧の配給価格を500グラム当たり平均0.11元引き上げた。2年連続行われた配給価格の大幅な引き上げの結果、92年末の食糧配給価格は91年4月以前の2.4倍となった²²⁾。一見して大きな価格調整であったとの印象を受けるが、それでも、配給価格は辛うじて政府の買付価格と同じ水準に上がったにすぎない。つまり、食糧の流通過程に必要な諸経費が依然として政府の財政補助金で賄われねばならない状態に変わりがない。しかも、その補助金は、消費者である都市住民、食糧の流通を担う政府の食糧部門に支払われたのである。

このことは、協議（市場）価格と配給価格の間にのみならず、政府の買付価格と配給価格の間にも大きな格差が存在していたことを示唆する。この価格差は、生産者である農家、消費者である都市住民、さらにその中間に立つ政府のそれぞれにとって何を意味するであろうか。

政府にとってはこのシステムを維持するためのコストが膨大な財政補助金の恒常化であることは前述した通りである。そして、農家にとっては、自由

20) 前掲書『糧票・糧価』参照。

21) 高尚全「加快糧食流通体制改革」（『中国経済体制改革』1993年1月）参照。

22) 同上。

市場の価格が政府との契約価格より高い場合、政府への売り渡しが多いほどそれによって蒙った損失も大となる。結局、食糧が凶作となると、自由市場の価格は高くなる。そうなった場合、農家からの買付が難しいため、政府は自由市場から配給用の食糧を市場価格で調達せざるを得ないこともある。しかし、豊作となると、逆に市場価格が政府の買付価格以下にまで暴落することもあるため、農家はすべての食糧を政府に売り渡したがる傾向がある。この時に限って食糧が売れないという「売糧難」²³⁾の問題は必ず発生し、「増産減収」という農家にとってきわめて望ましくない結果が現れるのである。その後は、想像もつくように、農家の生産意欲の低下、ひいては食糧減産が出現する。要するに、「非農業戸籍」者への食糧配給制度を維持するための契約買付制度は、政府にも農家にもあまりよい結果をもたらしていなかったように思われる。

ところが、都市住民にとっては、低価格の配給制度は1つの見えざる福祉であり、一例として所得水準についてみれば、僅かな支出（都市住民の消費支出に占める食糧費の比率は1957年22.76％、64年22.40％、81年12.95％、85年6.76％）で食糧を安定的に手にすることを意味する。表1から読み取れるように、米、小麦とトウモロコシのいずれについても、その配給価格よりは契約買付価格および自由市場価格の方が遙かに高い。同表に基づいて、都

表1 主要食糧の価格（1989年）

（元／50キロ，％）

	コ	メ	小	麦	トウモロコシ	合	計
配 給 価 格 ・ A	14.32		17.74		9.12	14.52	
契 約 買 付 価 格 ・ B	33.61		25.34		17.12	22.86	
自 由 市 場 価 格 ・ C	79.90		50.00		37.50	52.80	
B／A	234.7		142.8		187.7	157.4	
C／A	558.0		281.8		411.2	363.6	

（出所） 唐忠・宋継青『糧票・糧価』（中国人民大学出版社 1992年 北京）より引用。

23) 現存の食糧倉庫の容量や食糧の輸送能力、それに食糧ステーションの買付資金などは、豊作の年となると、度々非常に不足してしまう。そのため、農家の食糧が売れない、いわゆる「売糧難」の問題に近年大きな問題となっている。

市住民1人当たりの食糧配給量を15キロ／1ヶ月とすると、都市住民であれば、毎月11.48元〔合計欄の $(C-A) \times 15 / 50$ 〕相当の潜在的補助を受けることになる。つまり、本来価値のない食糧券は実に11.48元相当の価値を付与されることになったのである。

問題はその食糧券が有価証券と化したことである。所得水準の向上に伴い都市住民の消費構造も変化を見せ、主食である食糧の消費量は年々減少し続けている（キロ／1人・年：81年145.44，85年131.16，91年127.93）。そうすると、都市住民は配給された食糧を消費しきれず、その余剰の部分を実質的な価値を有する食糧券に引き替え、余った食糧券を配給価格と市場価格の差よりやや低い値段でブローカーに売ったり、あるいは、「都市戸籍」を持たない農村からの出稼ぎ者、つまり「農業戸籍」を持つ農民に売ったりもする。都市住民は、低い買付価格で政府への食糧供出を強いられた農民に余剰配給食糧を高い市場価格で販売する、という皮肉な現象は過去十数年間とくに際立った。

以上見た通り、食糧の生産者価格の二重性（双軌制）や財政補助金に依存した配給食糧の低価格は、その正当性または公正性を欠いているばかりでなく、食糧供給の安定性と増産促進、という価格改革の目標達成にもあまり役立たなかったことが明らかである。生産者価格の一本化と配給制度の廃止を目標とする食糧流通の市場化政策は、国民経済全体の市場化のなかで避けて通ることのできない情勢となったのである。

3. 流通市場化のための制度整備

89年以降の4年間、食糧生産の豊作（4.0～4.5億トン）が続いている中、きわめて慎重に扱われてきた食糧の配給制度にも大きな変化が見え始めた。93年6月頃に至ると、全国90％県・市で食糧の価格決定や食糧経営は、基本的に市場の需給変動に委ねられるようになった。すなわち、以前の政府の食糧（買付または配給）ステーションは、行政の直接的指導や監督から身を抜き、自らの採算が取れるような価格設定や販売活動を行う、いわば企業者としての立場が確立しつつあったのである。このような食糧流通の市場化を向

こう2, 3年間で全国で施行することは92年末の政府食糧会議で既に決定済みである²⁴⁾。

ところで、天候などに左右されやすいこの食糧の安定供給は、12.6億人を擁する開発途上国の中国にとっては、経済開発の1つの基礎条件という経済的意味だけでなく、社会の安定にも重大な影響を及ぼしかねない政治的意味を伴うものでもある。したがって、それを完全に「見えざる手」に任せるわけにはいかないことを中国政府はよく理解しているようである²⁵⁾。

つまり、食糧流通の市場化は、政府が食糧の生産や流通に一切関与しないということを決して意味しないのである。食糧の流通を主として市場に任せながらも、その安定供給を保つための様々な新たな法律や制度の整備（ソフトな側面）と物流システムの整備（ハードな側面）を政府の主導下で推し進めることが必要不可欠となるはずである。主要な制度としては、例えば、農家の利益を保護し食糧の安定供給をはかるための「最低価格保証制度」、消費者の利益を保護するための「最高価格制度」、それに、政府による食糧の備蓄制度、などが挙げられよう。そして、物流システムについては、食糧卸売市場のネットワークの構築がまず必要となろう。

しかし、今のところでは、食糧流通の市場化を支えるソフトとハードの両面は必ずしも大きな進歩を成し遂げたとは思えない。確かに90年には食糧の備蓄業務を専門的に担当する「国家食糧備蓄局」が設立された。また、食糧の価格形成と地域間の調達で重要な役割を果たす全国級（鄭州市と上海）の食糧卸売市場と、地方（武漢、ハルビン、九江、無湖、長春、長沙、威海、ウルモチ、など）の食糧卸売市場、および数万ヶ所の農村食糧取引所、という三段階の物流ネットワークも形成中である。

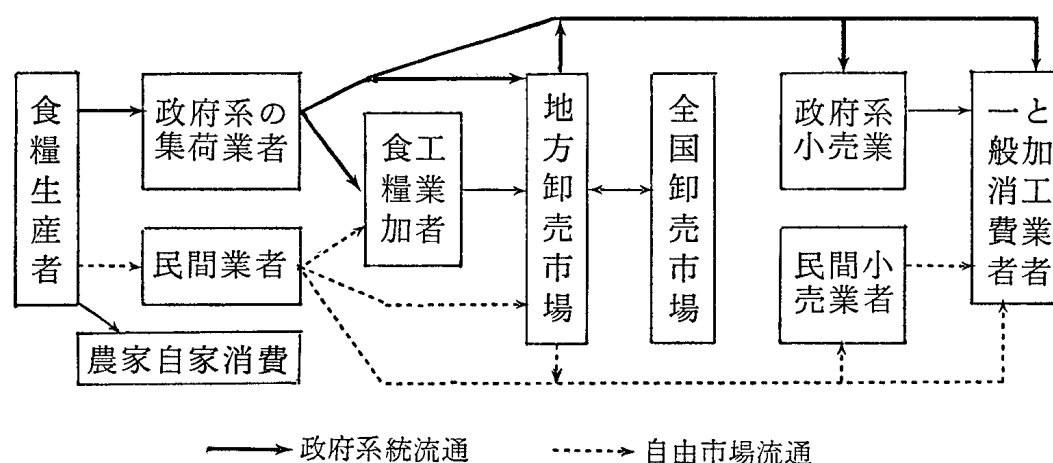
ところが、食糧の（最低または最高）価格保障制度の運営を可能にする「価格安定基金」が、建て前上財政からの繰り入れで賄われることになって

24) 「糧食在中国全面步入市場軌道」（『人民日報』〔海外版〕1993年7月5日）、催俊生「糧食購銷價格改革設想」（『中国物価』1992年7月）参照。

25) 馬凱「進一步深化農產品價格改革」（『中国物価』1992年12月）参照。

いるが、財政事情が依然厳しいため、十分な価格安定基金を調達できない現状で、結局、価格安定制度は現段階では政策的構想にすぎないといって過言ではない。

以上の分析に基づき、今日の中国における食糧の流通システムをグラフで表すと図6が描かれよう。



(出所) 筆者作成。

図6 市場化食糧流通の仕組み (1992年以降)

4. 流通市場化に伴う新たな問題

このように、食糧流通の市場化が避けられないが、「統購統銷」から市場調達への移行過程において、前述された制度整備の遅れなどによって、様々な新たな問題も生み出されつつある。以下の諸点はとくに注目すべきであろう。

まず第1は農家の市場対応能力が低いことである。今日の農業経営はほとんど家族経営であり、しかも協同化がないに等しい家族経営である。そのため、食糧の価格形成、流通コストの節減、取引過程での交渉、余剰農産物の貯蔵・加工、等々の面において、農家は常に不利な立場に立たされてしまう。農業協同組織の欠如は農家の市場対応能力を低くしたのである。

第2に、食糧価格の補償制度や政府の食糧備蓄制度が大変遅れをとっているなか、経営利潤への追求指向を強めている食糧買付ステーションでは、経

営上の理由で農家の食糧の販売を拒否することができるようになっている。結局、豊作の年ほど農家が食糧を売れないという「売糧難」の問題は深刻化し、そして豊作に続いてくるのが食糧価格の低落→豊作貧乏→減産調整、という食糧生産の不安定性が増大していく。それに近年農業生産資材の価格上昇と様々な農民分担金²⁶⁾の急増が原因で、農家は耕作をやめ食糧生産から離れてしまう傾向が強まっている。

第3に、全人口の3/4に相当する8.5億人の農村人口から見れば、3億人の都市人口はあまりにも少ないように思われる。その相対的狭小な市場規模を相手に、食糧の増産とそれによる収入増加を狙う農家は、結果的には総供給の過剰を生じさせ、そしてそれに起因する価格の暴落、さらに増産減収、という運命を余儀なく待ち受けるに違いない。言い換えれば、農村人口あるいは農業人口を都市部または非農業部門へ移出させていかなない限りでは、「増産貧乏」のメカニズムは解消できそうにもない。

以上を総じていうと、農業経営の協同化や流通市場化の制度整備、それに食糧市場の規模拡大は、いずれも食糧流通の市場化に向けて取り組まれていかねばならない政策的課題であるといっていよい。

む す び

本稿では、過去数十年中国における食糧の生産政策（増産政策）、流通・価格政策（「統購統銷」制度）について、諸政策の成立背景、変化のプロセス、歴史的役割および問題点に焦点を当てて、総合的な考察と分析を行った。

70年代末までの数十年間、食糧の絶対的不足の問題とその不足に由来した国民経済や社会の不安定の問題を同時に解決せねばならないことは、冷戦下の中国政府の果たすべき責務でもあったと思われる。様々な紆余曲折を経ながらも、中国は、農業の技術進歩と生産組織の革新を中心とした食糧の増産政策を推し進めてきた。また不足気味の食糧の公平的な分配、経済発展のための資本蓄積、それに社会の安定維持などをはかるためには、政府は、食糧

26) 陳柏松他「農民負担現状、成因及対策」（『農業経済問題』1993年3月）参照。

の買付、配給と価格決定など食糧流通の全過程を厳格な指令計画をもってコントロールする、いわゆる「統購統銷」制度を構築しそれを実施していた。

ところが、国内外の情勢変化により、かつての「統購統銷」制度はその合理性と有効性を失い、食糧の生産、流通、消費も主として市場メカニズムの調整を受けて意思決定が行われざるをえないようになってきている。つまり、食糧経済の市場化である。これは、国内の食糧市場に限らず、国際食糧市場との関係を深めつつあることを暗示するものでもある。

いまは、中国はガット（GATT＝貿易と関税に関する一般協定）への復帰を果たそうとしている。いったんこの自由貿易体制に入ってしまうと、国際食糧市場からの影響を受けずにはいられないことになる。現制度下では、国産食糧の市場価格は、諸経費込みの輸入食糧のそれとだいたい同じかやや低い場合もあるが²⁷⁾、長期的にみれば、国内の食糧生産者あるいは消費者の利益を保護するためには、何らかの国境措置が必要となってくる。

結局のところ、食糧経済の市場化を進めていくには、前述した国内の環境整備（ソフトとハードの両面を含む）と同時にガット復帰に伴う食糧市場の国際化問題に中国は直面せざるを得ない。これからが中国にとって正念場なのである。

追記：本稿は、桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト「東アジア諸国における米の生産・流通・貿易・政策に関する実証的研究」（代表・岸本裕一教授）の研究成果の一部である。

（Yan Shan-Ping／経済学部専任講師／1993.12.16受理）

27) 王賦他「入関対国内農産品市場和價格的影響及政策建議」（『中国農村経済』1993年3月）参照。